

令和 5 年度

小 矢 部 市 健 全 化 判 断 比 率
及 び 資 金 不 足 比 率 審 査 意 見 書

小矢部市監査委員

小 監 第 42 号
令和 6 年 8 月 27 日

小矢部市長 桜 井 森 夫 様

小矢部市監査委員 福 永 豊

小矢部市監査委員 吉 田 康 弘

令和 5 年度小矢部市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和５年度小矢部市健全化判断比率審査意見書

第１ 審査の概要

- 1 審査の種類 健全化判断比率審査
- 2 審査の対象

令和５年度小矢部市一般会計及び特別会計歳入歳出決算（以下「令和４年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）の算定の基礎となる事項を記載した書類

- 3 審査の実施場所 小矢部市役所第２委員会室
- 4 審査の日程 令和６年７月３日から同年８月２６日まで

第２ 審査の手続き着眼点及び主な実施内容

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第３ 審査の結果

- 1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和５年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ (注)	13.53%	20%
連結実質赤字比率	－ (注)	18.53%	30%
実質公債費比率	13.3%	25%	35%
将来負担比率	141.4%	350%	

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「－」表示される。

2 健全化判断比率における個別意見

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。実質赤字額とは、実質収支がマイナスになった場合である。実質収支は、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支から、翌年度への繰越財源を差し引いたものである。

本市の令和5年度の一般会計等の実質赤字額は、発生していないため健全な状況にある。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

連結実質赤字額は、一般会計等の実質収支額、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の実質収支額並びに資金不足（剰余）額を合計し算定する。当該比率は、連結実質赤字額がないため、健全な状況にある。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、毎年度経常的に収入される一般財源に対し、公債費、公営企業債等の元利償還金に対する繰出金等の公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費に充当されたものの占める割合であり、3年の当該比率の平均値として算定する。

この比率は、早期健全化基準を下回り、地方債の発行に富山県知事の許可を必要とする18.0%を下回っており、前年度よりも改善されてはいるが、県内・全国をみても高い水準にあることから、さらなる改善に努められたい。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は、市の標準的な経常的一般財源の規模を示す標準財政規模に対し、一般会計等が将来負担する必要のある債務の割合である。

この比率は、早期健全化基準を下回っている。平成29年度には190%台であったものが、改善を継続したことにより令和5年度には141.4%まで下がっている。しかしながら、県内・全国をみても高い水準にあること、また、今後も新庁舎の整備等の投資が見込まれることから、改善に向け不断の努力をもって取り組まれたい。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 5 年度小矢部市資金不足比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の種類 資金不足比率審査

2 審査の対象

令和 5 年度小矢部市特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条で定める資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の実施場所 小矢部市役所第 2 委員会室

4 審査の日程 令和 6 年 7 月 3 日から同年 8 月 26 日まで

第 2 審査の手続き着眼点及び主な実施内容

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 3 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会計名	令和 5 年度 資金不足比率	経営健全化基準	備考
水道事業会計	- (注)	20%	
下水道事業会計	- (注)		
東部産業団地事業特別会計	- (注)		

(注) 資金不足比率の「－」の表示は、資金不足額がないことを表している。

2 個別意見

令和 5 年度の資金不足比率は、資金剰余の状態にあり、資金不足が生じていないことから、健全な状態にある。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。